

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第20回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年2月28日（火） 15:30～16:55

於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

田尻 嗣夫（分科会長）、杉山 武彦（分科会長代理）、篠崎 悦子、菅 美千世、
清野 幾久子、高橋 温、多賀谷 一照、永峰 好美、樋口 清秀 （以上9名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

石崎 光夫、今川 幸雄、山下 彰一、渡辺 真知子（以上4名）

第4 出席した関係職員等

福岡 徹（郵政行政部長）、菊池 昌克（郵政行政部企画課長）、
徳光 歩（郵政行政部企画課調査官）、渡辺 秀行（検査監理室長）、
長塩 義樹（郵便課長）、吉田 宏平（郵政行政部調査官）、
牛山 智弘（国際企画室長）、徳永 誠司（貯金保険課長）、
井上 雅夫（信書便事業課長）、
日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第5 議題

諮問事項

- (1) 国際ボランティア貯金に係る寄附金配分の認可
- (2) 郵便約款の変更の認可（過払料金の現金による返還の条件の変更）
- (3) 特定信書便事業の許可、信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可

開 会

○田尻分科会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会の第20回会合を開催させていただきます。

本日は委員11名のうち、8名の委員の方々のご出席いただいておりますので、定数を満たしております。なお、あともうお1人、まもなくご到着のご予定でございます。

また本日の会合は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定によりまして、一部非公開で開かせていただきます。傍聴者の方々には、非公開とする議題が始まります前にお知らせ申し上げますので、ご退室いただきますよう、あらかじめお断り申し上げます。

それでは初めに、本日は国際ボランティア貯金の案件の審議のため、4人の専門委員の先生方にお差し繰りいただいて、特別にご出席をいただいております。まことにありがとうございます。

それでは石崎専門委員からご順に、一言ずつごあいさついただければと存じます。どうぞ。

○石崎専門委員 皆さん、こんにちは。国際ボランティア貯金の資金も残り少なくなって参りました。この二、三年ずっと申し上げ、コンセンサスが得られたものと受け止めておりますが、このあたりで本事業の最後の締めくくりとして、事業全体の評価をしなければいけないということです。

昨年3月11日の東日本大震災で感じたのですが、被災直後、国あるいは自衛隊が動き出す前に、数団体の民間援助団体（NGO）が現地に駆けつけ、緊急支援活動を展開したことは記憶に新たなところですが、中には、ピース・イン・ジャパンのように、ヘリコプターを飛ばして被災地に駆けつけ、災害ボランティアを束ねて迅速な救援活動を行い、注目を浴びたNGOもあります。特筆すべきは、これら民間援助団体の大半が開発途上国の国づくりや人づくりに貢献している、いわゆる「開発型NGO」で、何れもこの国際ボランティア貯金事業に参加して海外で活躍した団体である、ということです。つまり、当事業がある意味で我が国の民間援助団体を育んだ側面もあると思われま。

ここで私が申し上げたいことは、全体事業評価を行うに当たり、途上国で実施したプロジェクト評価に加え、今ご紹介した効用も含め本事業が国の内外においてもたらした“インパクト”（波及効果）というか、“発現効果”も評価に含めるべきだということです。

○今川専門委員 今川でございます。

国際ボランティア貯金は約20年の歴史を経て、もうあと1年ぐらいでおそらく配布も終わるということになっておりますが、私が経験しました限りにおいて、私は退官後既に15年を経過しておりますが、私がかつて在勤した東南アジアの5カ国に行ってみて首脳に会いましても、例えばカンボジアのフン・セン首相と5年前と3年前にそれぞれ会ったとき、2回とも国際ボランティア貯金の話が出て、これはほんとうにいいものであったと、ほんとうに役立ったと具体的な例を挙げて話してくれました。ほかの国でも、おそらくみんな同じような受け取られ方をしていると思います。

悪口を言われるようではすけれども、ODAを日本が大いに出す、このことはもちろん

国際協力として最も大事なことですけれども、とにかく小切手外交などと言われることもなきにしもあらずですが、その点、金額はそこそこであってもこの国際ボランティア貯金による開発途上国支援は大変な、相手国に親日家を養成するという意味において非常な効果を、外交的効果といいますか、上げていると思います。こういう国際ボランティア貯金の果たした、単に開発のためだけというのではなく、日本と開発途上国との間の関係を非常によくすることに役立ったということも、評価していただけるとありがたいと思っております。

○山下専門委員 山下でございます。

お2人が既に国際ボランティア貯金について触れられましたが、概要については大変恐縮ですが、今日の国際ボランティア貯金に関わる資料20-1-3のところに詳細が出ております。これを読むのは大変失礼だと思いますが、その目的のところにこの国際ボランティア貯金の概要が出ておりますので、ごらんいただければと思います。

もう既にお二方が触れられましたけれど、これはどういう仕組みかという、例えばお母さんが小さい子供さんを連れて郵便局に口座を設け、預金をします。その預金の受取利子の全部または一部を活用して、これを海外で活動する民間援助団体、NGOを通じて途上国の住民の福祉向上のために使うということで、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資するというで。

実際この国際ボランティア貯金の効果と波及はどうかといいますと、相手国は当然NGOの方々がご努力されているいろいろな形の住民の福祉向上等々を考慮してやっておられるわけですけれども、日本の国内でもお母さんが子供さんを連れて郵便局へ行き、そこで預金をして利子がつくということ、小さい子供さんのときからお母さんに連れていかれてそこで理解、徐々にそれがわかってくる。そういう形で自分のお小遣いを持っていたものに利子がついて、それが途上国のそういう援助活動に役立っていると。これは私は、長期的に考えれば非常に大きな効果を日本国内に起こしたのではないかと考えるわけでございます。

したがって、こういう国際ボランティア貯金というものの目的、そして実際のその波及効果というものを、私どもの委員会でいろいろなことをやらせてもらいましたけれど、特に郵便貯金の配分等に関わることもやらせてもらいましたけれども、今私どもが関心を持っているのは、日本の国内にもそういう影響がある、実際にアジアの途上国でのNGOの活動による波及効果、そういった両方の意味が、ほかにも波及効果はあると思うのですけれども、そういうものを私ども自分たちではっきりと実態を知り、評価もしたいと思うのですけれども、私どもがこれをやるよりもっと若い人がそれを引き継いで評価をしてくだされれば、なおありがたいわけですし、実際にNGOの方々が現地に行かれて実施された事業とともに、その効果がどれぐらいだったのかということも、最終的にはこの国際ボランティア貯金が実は相手国にも大変大きな影響を持っていたということがわかるような、そういう分析も可能だと思うので、ぜひそういうことを、一部は私どもも関係したいと思っておりますし、ぜひ皆様方にもそういうご認識をいただいて、評価分析、効果分析をやっていただければと考えております。

○渡辺専門委員 渡辺です。どうぞよろしく願いいたします。

3人の先生方が既にお話しされましたことに、つけ加えることはございませんが、ご

参考までに指摘したい点があります。今お手元にあります資料20-1の後ろから3枚目のところに、国際ボランティア貯金の加入状況の推移というグラフがございます。平成9年以降、全部で加入件数が2,500万件を超えていまして、これは、1世帯に1件というわけではなくて複数やっているところもあるので、世帯数からみて日本の3分の1ぐらいが関係してきたという、非常に大きな、一人一人は非常に少ない額とは思いますが、非常に幅の広い、日本の国民全体をある意味ではインボルブしたような形で集まった資金です。これがこの20年の間に、いろいろな形でいろいろな場所で使われたわけですから、あと1年ぐらいでしょうか、最後にこの資金がすべて分配された後に、この実績自体をある程度の形として残すために、今先生方がおっしゃられたような形でいろいろな角度からの評価、この国際ボランティア貯金事業そのものの評価が残されればよいなと思っています。これだけつけ加えさせていただきます。

○田尻分科会長 4人の専門委員の先生方、ほんとうに貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。

○田尻分科会長 それではお手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項3件でございます。

初めに、諮問第1061号「国際ボランティア貯金に係る寄附金配分の認可」について、総務省からご説明をお願いいたします。

○徳永貯金保険課長 郵政行政部貯金保険課長の徳永でございます。

それでは国際ボランティア貯金に係る寄附金配分の認可について、資料20-1に基づき説明させていただきます。

まず資料20-1を見ていただきまして、最初に審議会に対する総務大臣からの諮問書、それから機構からの認可申請書、大分分厚いものがついておりまして、その資料全体の3分の2ぐらいのところに、資料20-1-3というものがございます。こちらが「国際ボランティア貯金の寄附金配分等の認可申請の概要及び審査結果について」という概要の説明資料になっておりまして、今日はこちらの資料で基本的に説明させていただきたいと考えております。

それでは「国際ボランティア貯金の寄附金配分等の認可申請の概要及び審査結果について」の資料をごらんいただきたいと思います。

既に専門委員の先生より詳しいご説明があったところですが、まず1の国際ボランティア貯金の概要でございます。

国際ボランティア貯金につきましては、民営化前の通常郵便貯金の税引き後の受取利子の全部又は一部を、寄附金として海外で活動する民間援助団体（NGO）に配分する事業となっております。開発途上地域の住民の福祉向上のために活用することによって、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資することが目的とされております。

ただ、国際ボランティア貯金自体は、民営化の時点、平成19年9月末をもちまして、郵便局での取扱いを終了しております。したがって、このとき以降、貯金利子による新たな寄附金は発生しない状況となっております。そして民営化後の平成19年10月1日からは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が寄附金を引き継ぎ、寄附金配分に関する事務を実施しております。ちなみにこのときに引き継いだ寄附金の

合計額は、約21億円となっております。

具体的な寄附金の流れですが、下の絵にありますように、機構がNGOに配分金を交付して、その配分金を使いましてNGOが開発途上地域の人々の医療援助、職業訓練、教育援助といったものを行うものとなっております。

これまでの国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分状況ですが、国際ボランティア貯金自体は平成3年1月4日から取扱いを開始しまして、これまで平成3年度から平成22年度の合計といたしまして、配分団体数は合計で2,872団体、配分事業数が3,459事業、配分金額が合計で約208億円となっております。また、これまで事業を実施した国・地域は合計で99カ国・地域に上っているところでございます。

次に1ページめくっていただきまして、2の国際ボランティア貯金の寄附金配分等の決定方法でございます。

国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分団体及び当該団体ごとの配分額、配分団体が守らなければならない事項については、機構が総務大臣の認可を受けて決定することとなっております。

下の図を見ていただきまして、まず機構で昨年7月28日から10月31日までの3カ月間、配分希望団体の公募を行いました。それから機構による審査を行い、1月19日に、外部有識者を集めて配分審査会における審査を行っております。この審査に基づきまして、寄附金配分案を機構で作成し、先月末、1月31日に総務大臣に認可申請が出ております。これにつきまして、総務大臣からこの審議会へ諮問いたしまして、本日この認可申請についての審議の結果、ご了承が得られましたら総務大臣が認可し、機構が寄附金配分等を決定し、今後NGOへ配分金を交付していくという流れになっております。

次に、もう1ページめくっていただきまして3ページ目、配分対象となる団体及び事業の要件でございます。

まず、配分対象となる団体の要件につきましては、日本国内に事務所を置き、かつ代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること、海外援助に関する事業を実施する、営利を目的としない民間の団体であること、適正な会計処理が行われていることなど、7項目が定められております。

また配分対象となる事業の要件につきましては、事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握し、Basic Human Needs、つまり、基礎生活分野を充足させる事業であることが要件として挙がっております。これについては、下の米印の注を見ていただきますと、衣食住、水、必要最低限の医療、教育、環境保全などの分野において、日常生活を営む上で必要不可欠なものを充足させ、開発途上地域の人々の生活改善に直接結びつく内容の事業とされております。その他、④申請団体が日本から派遣した専門家又はスタッフが、事業対象地にて14日間以上にわたって現地の人々と直接顔を合わせ、協力して活動を展開する必要性が高い事業内容であることなど、11項目が定められているところでございます。

次に、3の今回の寄附金配分等に係る認可申請の概要でございます。

平成23年度の寄附金の配分につきましては、22団体の実施する22事業に対しまして、総額約1億1,291万円を配分しようとするものとなっております。

配分原資の状況ですが、前年度からの寄附金繰越額が1億5,800万円、返還金などが5,700万円で、配分原資は計2億1,500万円となっております。これに対しまして今回の配分金額は1億1,291万円で、⑤にありますように、なお1億円余りの額が残っているという状況でございます。

配分の概要を見ていただきますと、昨年度、平成22年度は42団体となっていたのが、今回の申請団体は25団体と減っております。これは、昨年東日本大震災があった関係で、国内のボランティア団体が震災復興などのボランティアのほうに注力したということで、国際的なボランティア活動が例年より少し縮小したことなどが影響しているのではないかと聞いております。結論としまして、今回は25団体25事業の申請がありまして、そのうち配分したのが22団体22事業、金額も1億1,291万円ということで、例年より少し少ない額となっております。

したがって、まだ1億円余り残っていることから、来年度も公募を行い、寄附金の配分を継続しようと考えております。さらに毎年度事業で使わなかったお金につきましては返還金という形で返ってまいりますので、この寄附金配分事業については、すべての寄附金を配分した段階で基本的に終了することになっておりますので、まだ何年か引き続く可能性があるのではないかと考えております。

ただ一方で、郵貯・簡保管理機構は、現在、来年度以降5年間の中期計画を策定しようとしているところでございまして、その中では、次期中期目標期間中に国際ボランティア貯金の寄附金配分事業を終了するというのを、計画に盛り込もうと考えているところでございます。

それから参考の地域別内訳でございますが、アジアが9カ国16事業で63.2%となっており、結果としてアジアに重点的に配分するような形となっております。

次に、4の配分団体が守らなければならない事項に係る認可申請の概要です。

こちらにつきましては、ほぼ昨年と同様となっております。配分金の使途の制限、実施計画の変更等、配分金の経理等について、配分団体が守らなければならない事項が定められております。

最後に今回の配分事業に関する審査結果でございますが、まずIの配分団体及び配分額の表の理由の欄を見ていただきたいと思います。

その下の1の配分団体に係る基準のところを見ていただきたいと思います。配分団体については、旧国際ボランティア貯金法の目的にかなうよう、海外援助に関する事業を実施する非営利民間団体であることなどの要件、また、団体が行おうとする事業については、次の7ページをめくっていただきまして、地域実態を踏まえた基礎的生活分野の充足に資するものであることなどの要件を定めております。それから2の配分額に係る基準につきましても、旧国際ボランティア貯金法の目的にかなうよう、配分すべき項目として、事業に係る経費のうち民間海外援助事業の実施に直接関わる経費を、配分すべき額として当該経費ごとにその算定基準を定めております。

それから8ページ目、配分団体が守らなければならない事項につきましても、旧国際ボランティア貯金法の目的にかなうよう、配分金の使途の制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するものなどが定められており、配分金の使途の適正の確保に資するものであると認められます。

以上のことから、これらの事項につきましては、法律に適合するものと認められ、当該申請は認可することが適当と認められると考えておりますので、審議をよろしく願いたいと考えております。

以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

それでは委員の先生方、何かご意見、ご質問がございましたらご自由にご発言いただければと存じます。どうぞ。

○徳永貯金保険課長 すみません、ちょっと補足してよろしいでしょうか。

○田尻分科会長 はい、どうぞ。

○徳永貯金保険課長 具体的に配分団体などについての一覧表を紹介しておいたほうがよろしいと思ひまして。資料20-1の表紙から5ページ目、資料20-1-2の認可申請書の次のページ、別紙1となっておりますが、こちらに寄附金を配分すべき団体及び当該団体ごとの配分すべき額などの一覧を載せております。全部は紹介できませんが、例えば北海道のアプカスという特定非営利活動法人につきましては、スリランカにおける住民の生計向上のための家畜飼育指導などを事業として行い、配分額は約922万円となっております。また、山形県のアロアシャ・プロジェクトは、バングラデシュにおける貧困家庭の子供のための職業教育課程の創設、指導者の育成及び施設整備を行ひまして、配分額は508万円。その他22事業について、計1億1,300万円ほどが対象事業となっております。

それから、もう一つ別に資料が横に置かれていると思いますが、こちらの「非公表」という文字が書かれております平成23年度の非配分団体、非配分事業の資料をごらんください。なお、この資料は非公表となっておりますので、会議終了後に回収させていただきたいと思ひます。

中身につきましては、非配分の団体、事業について載っております。1つ目の団体につきましては、申請後に計画の変更がありまして、団体から取下げがあったものです。残り2つの事業につきましては、学校施設の建設が対象事業となっておりますが、これらの事業は、事業対象地の住民に対して申請団体が指導技術、ノウハウ移転又は医療行為を行うという要件を満たしていないことから、いわゆる箱物整備のみとなっております、顔の見える事業で実際に日本から人を派遣するというような要件に合致していないということで、対象とはならなかったものでございます。

以上でございます。

○田尻分科会長 はい、ありがとうございます。

何かご質問、ご意見がありましたら。樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 私は、今紹介がありました2番目のアロアシャ・プロジェクトは、バングラデシュのラッシャヒという第3の大きな市なのですけれども、そこにラッシャヒ大学という大学がございまして、その隣に学校を作った事業でして、この学校の開所式に行つてまいりまして。もう15年ぐらい経つのですね。そのときに聞いた話ですけれども、貧しいインダス川の河床に家を、土でテントを作って住んでいる両親の子供たちが、この学校に入るといふことだったので、何と大行列でして、競争率が2倍で、うちの娘も入れてくれといふけんかの状況も見た事業でありまして。

この事業ですけれど、もう既に学校は建設されておりまして、半日で大体350人ぐらいの生徒を受け入れて。教育現場も見ましたが、ここで支援がなくなるのはほんとうに、どうなのかなと思って。こういう事業はほんとうに継続が大事だろうと思いますので、このボランティア貯金がなくなることで、この学校の継続と、貧しい子供たちの教育をあの場でどうなるかと非常に心配をしております。できたら何とかならないかなと思っております。

以上です。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

どうぞ、ほかの先生方。はい、どうぞ、石崎専門委員。

○石崎専門委員 樋口委員、ありがとうございます。

これは前から申し上げてきたことですが、残りわずかな資金をどういうふうにするかということです。2年ほど前は申請団体に配布する上限枠は2,000万円が頭打ちでしたが、樋口委員も申されたように、できるだけ早く終わればいいというものではないと思います。喩えが適切かどうかわかりませんが、「長者の万灯より貧者の一灯」の想いをこめて、善良な預金者から託されたこの財源を惜しむかのように慎重に、かつ長く使わせてもらいたいものです。その意味では当初上限枠が2,000万円だったものを1,000万円に引き下げたことは、前回は申し述べましたように、われわれも評価しているところです。

同じ趣旨で、今、樋口委員が言われたように、考え方としてはできるだけ細く長く、丁寧に仕上げていくという精神は、この事業に携わる者の1人として忘れてはいけないことだろうと、私も思っておりますので、一言つけ加えさせてもらいました。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。専門委員の先生方、よろしゅうございますか。

○今川専門委員 では、一言だけ。これはほんとうの意味における国民参加型の、俗に言う草の根の援助でございますので、この諸外国、特に開発途上国にとって非常に喜ばれているということのほかに、この20年間にわたる事業によって、日本のNGO、それこそ小さなほんとうの善意の集まりであったNGOも、また育てられてきたところが多いという功績も、効果も無視できないと思っております。それだけです。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

山下専門委員、どうぞ。

○山下専門委員 この国際ボランティア貯金というのは、日本の政府の援助とは違って、金額等多くないかもしれませんが。現場に行っていないかもしれませんが、想像するに、ただ大きなインフラを、お金はかかるけれども確かに周辺への影響も大きいと思うのですけれども。こういう民間で、しかも額はともかく親身になって相手方が必要なものを作る、あるいはお手伝いをするという、時間もかかるかもしれない、しかしほんとうに誠意のある事業がそこでできていると思うのです。したがってこういう事業が続くことが、場合によっては日本の評価につながると思われまし、あるいは相手方との友好関係が深まるという、そういう効果もあると思っておりますので、お金がなくなって終わりというのではなくて、何らか続けていただけるような、そういうご配慮をいただければありがたいと存じます。

○田尻分科会長 はい。どうぞ、篠崎委員。

○篠崎委員 ちょっと聞き間違えたのかもしれないですけど、これは応募があるわけですね。

○徳永貯金保険課長 そうですね、応募が必要です。

○篠崎委員 それで、今回は22事業に配分することになったわけですね。何件ぐらい応募があったのですか。

○徳永貯金保険課長 今回は25団体が応募しています。

○篠崎委員 それでは、ここに非配分事業が出ているのは、それなのですね。

○徳永貯金保険課長 はい。その3件が対象にならなかった事業ということです。

○篠崎委員 そうですか。わかりました。じゃあ、ほとんど全部ということですね。はい、わかりました。

○田尻分科会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは諮問第1061号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにいたしてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することにいたします。

ここで、国際ボランティア貯金の案件を終了させていただきます。

専門委員の先生方は、ほんとうにご苦労さまでございました。ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

(専門委員退室)

○田尻分科会長 それでは続きまして、諮問第1062号「郵便約款の変更の認可」、これは過払料金の現金による返還条件の変更でございますが、それにつきまして総務省からご説明をお願いいたします。

○長塩郵便課長 郵便課長の長塩でございます。お手元の資料は2つ、ホッチキスでとじた資料をご用意しております。右肩に資料20-2と打ったA4縦のものと、A4横の資料の2つでございます。

資料20-2をごらんいただければと思います。こちらが諮問書、それから後ろのほうに、郵便会社から出てまいりました約款の認可を求める旨の資料がございます。この資料を溶け込ませた形でA4横の資料、表題は「郵便約款の変更の認可申請の概要及び審査結果」というものでございます、これに関連資料を盛り込ませていただいたものでご説明させていただきたいと存じます。

最初に、その資料の一番後ろのページをごらんいただければと思います。非常に見えない形での定形外郵便がございます。1面に切手をべったりと張りつけたような形でございます。こういった想定し得ないような形での過払いの返還をどういうふうにするのか。これが今回の諮問の中身でございます。よりリアリティーがあるものということで、お手元に少し模倣したようなものを、順次回覧させていただいてございます。このページの一番下にご案内のとおり、定形、定形外それぞれ料金がございしますが、高いもの、重いものであっても1,000円程度のものがございます。これに対して、1万円以上の切手を張られる事例があるということでございます。

戻っていただきまして、下にページ番号が振ってございますが、1ページでございます。こういった過払料金の返還の状況ということでございますが、一般に過払いの返還は、切手を多く張って郵便局の窓口を持っていったら、少し多いですよということでその場で切手を、例えば20円、30円返金されるということが多くございます。一般でございますが、その本来の請求事例が中ほどでございます。

四角の中ほどでございますが本来の請求事例、郵便料金が120円であるところ、140円を張って返還請求を行うという事例でございますが、郵便局の窓口の場合にはその場で過払いということが、一般的には注意喚起を受けて、その場で実は選択できるようになってございます。切手20円分を返還されるのか、それとも現金で返金を受けるのかということでございます。一般には切手でその場であるということが多くございますが、制度上は現金でもということになってございます。ただこの場合は、後日指定の口座に振り込むという形での返金の制度でございます。

ところがこの制度を活用してといいますか、想定外の事例がその下のところでございます。同じように120円のところを、1万円分の切手、先ほどごらんいただいたような形で差し出しをし、その差額の返還を請求するような事案でございます。

実は背景をいろいろ郵便会社のほうで調べてみますと、切手というものは、金券ショップで若干ディスカウントされる形で販売しているという事例がございまして、一般的な事例の例示という形で、ここでは1万円の切手を9,000円で購入するという想定をしております。それを前提に、120円分の郵送料金のところ1万円を張ると、下に一連の流れがございまして、結果として880円差額を利得するような事例が可能になるということでございます。こういったことを前提にしていると思われるような事例が、多発しているということでございます。

2ページ目でございます。こういったことが、制度上は認められているものでございますし、逆に言えば郵便会社側はこういった取り扱いを拒めないということでございますが、こういったことを認めることになると、まず1つは、郵便切手というのは貨幣そのものではございませんので、現金化を行わないということが従来からの取り扱いでございますが、こういったことが事実上可能になってしまうということや、あるいはこういったことが多発しますと、②でございますが、窓口において現金返還するにしても切手をまず数えないといけないとか、さまざまな事務手続、後ろの注でございますが、1時間から1時間半かかるような事例もございまして。こういった想定外の事務負担を強いられるとともに、窓口にお並びのほかのお客様にも、待ち時間の増加という形で負担をかけてしまうことになると。

こういったことがございますので、想定されないような事案については、お断りできるような規定を施そうというものでございます。

さらに3ページをごらんいただければと思います。今申し上げたような事例を、幾つかサンプル調査してございます。平成23年度、上の表の中ほどでございますが、1件当たりの還付料金というものがございまして。従来1万円程度だったものが、昨年の末には10万円程度まで跳ね上がっている、少し広まってきていると。これは一部インターネット等でも、こういうふうな事案、事例があるということが広まったというふうなことも聞いてございます。12月が少し減っていますのは、現実的に窓口が非常に混雑す

る時期でございますので、結果的に少し減っているという状況でございます。

4 ページでございます。こうした事例を踏まえて、郵便会社から認可申請がございましたのは、過払額が会社が別に定める額、これは1,000円で定める予定と聞いてございます、以上であるときには、現金による返還を行わないということでございます。ですから冒頭見ていただいたようなものについては、すべて切手等による返還に限るという形になります。

これは、現金でも還付するという利便性を維持する形で、こういう特異の事例だけを起こらないようにしようということを勘案したところ、今、切手の最高額というのは1,000円でございますので、それを一つのメルクマールにしまして、1,000円より少額であれば現金か切手等かを選択可能であると、それ以上のものは事実上、一般の方の利便を損なわないこととございますので、現金による返還をできないようにしようというものでございます。

主要の規定の変更は、概要については4ページの中ほどのおりでございまして、実施予定日は2月29日を予定してございます。

5 ページ、6 ページでございますが、関連の規定との適合性等を審査した結果でございまして、基本的には適する形で、この申請を認めてもよいのではないかというふうに、事務局としては考えているところでございます。

後ろは関連の条文等の資料でございます。

以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞご発言いただければと存じます。どうぞ。はい、永峰委員。

○永峰委員 現金による返還請求が多発しているということでしたけれども、参考資料の件数を見ると、疑問が浮かびます。というのは、1件の請求として24通もの郵便物に係る返還請求があった事例が挙げられています。ある特定のグループもしくは個人による問題事例なののでしょうか。それとも、インターネットなどでこうした情報の拡散がみられるという背景を考慮すると、押しなべていろいろな人が、問題を起こしているのか、そのあたりはどうなのでしょう。

○長塩郵便課長 一応、数字として上がっているのはこの数字ですが、拾い切れていないところというのはあろうかと思えます。

それからインターネットで出ているということとございまして、このレベルでずっと落ち着くのであれば、このまま放置してよいのかどうかというところが問題になろうかと思えます。今後さらに広がることを考えるのが1点、それからそもそもこういった件数であれば、このまま置いておいても果たしていいのだろうかということが1点、そういったことを考えますと今の段階で、こういう実数ではございますが、措置を講じておいたほうがいだろうということが理由でございます。

○永峰委員 私も、ひと月に20-30件起こっている問題事例ですから、今のうちに規制が必要である点では、まったく異論はございません。お伺いしたいのは、特定の1人あるいはグループが悪事を働いているのか、それともかなり広がりが出ているものなのか、今の段階でそれはわかっているのでしょうか。

○長塩郵便課長 失礼しました。特定の人だけということではございません。少し広がりがございます。異なる人でございます。

○菅委員 郵便物を出すときに必ずしも身分証明を出すわけでもないから、ほんとうにその人という身分とか、そういうものを見極めるのは難しいと思うのですね。それで、こういうものの現金化というのが、一種犯罪のほうに持っていかれているというのが今の状況だと思いますので、やはりこの件数が多くなるまで放置するよりも、今のこの小さいときに、これは日常の社会的な状況とはちょっと異なるという観点から、早目に摘んでおいたほうがよろしいかなと思います。今実施しなければだんだん広がってしまうかなという懸念もありますので、実施したほうがよろしいかなと考えております。

○田尻分科会長 はい。ほかに何かございますでしょうか。

はい、どうぞ、篠崎委員。

○篠崎委員 この表裏、ベタッと張ってしまってもよろしいのですか。今、たしかはがきだと、宛名を書けるようにスペースが何かあるのですよね。全部やってはいけないとか。これは今のところ、こんなに小さく宛名を書いて、あと全部張ってよいことになっているのですか。

○長塩郵便課長 ご指摘の点ですが、基本的には表面ということになってございます。ですから表面のみということでございますが、郵便会社に聞いたところは、事実上、裏にどうしても張ってしまう場合もあるようですので、それも認めているという取り扱いになっているということでございます。

○篠崎委員 一応、切手は表に張るということにはなっている。

○長塩郵便課長 そうでございます。

○篠崎委員 ただ、どのぐらいのスペースに。

○長塩郵便課長 そこは、常識的にはこんなに一面ということとはございませんが、特段の規制はないということでございます。

○篠崎委員 たしかはがきは何か、表面に3分の2以上書いてはいけないとか何とか、そういうのがありましたよね。いや、細かいことで、いいです。

○田尻分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

はい、樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 確認ですけれど、今のこの状態は法律違反ではないのですよね。彼らは合法的であると。ですからルールとして足かせをしようという話ですから、それはそれでぜひともと思うのですね。

○田尻分科会長 はい、どうぞ、郵便課長。

○長塩郵便課長 まず表面は2分の1という、通信文についての取り決めは一応ございます。

○篠崎委員 はがき。

○長塩郵便課長 はい。

○篠崎委員 表面は。

○長塩郵便課長 はい。それから違法かどうかということでございますが、これは違法ではないということが前提でございます。それゆえに郵便会社も拒めないということでございます。

○田尻分科会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、皆様ご意見が一致しているようでございますので、諮問第1062号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと存じますが、よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 はい。それでは、そのように答申をすることにいたします。

次に移らせていただきますが、次の議題の審議は、議事規則第9条第1項ただし書きの規定によりまして、非公開にさせていただきます。傍聴者の方々には、恐縮でございますがこの会議室からご退室いただきますよう、お願い申し上げます。

(傍聴者退室)

○田尻分科会長 それでは諮問第1063号から第1065号、「特定信書便事業の許可、信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可」につきまして、まず総務省からご説明をお願いいたします。

○井上信書便事業課長 それではよろしく願いいたします。信書便事業課長の井上でございます。

早速ですけれども、お手元の資料20-3からご説明申し上げます。

1ページめくっていただきますと、諮問書でございます。今回はALSOK岩手株式会社ほか16者、合計17者から申請が出てございます。一度に17者というのはここ二、三年なかった規模でございますが、今年度はやはり、昨年3月の東日本大震災の影響があって、年度の前半は新規許可申請を見合わせておられたことなどがあるのではないかと思います。

今年度につきましてはこれまで2回、昨年7月と10月にこの審議会で許可がなされたわけございまして、新規の事業者が13者ございました。今回の申請者が許可となりますと、今年度は全部で30者ということになります。毎年度、大体新規の許可が36者から37者ということでございますので、30者というのはちょっと例年に比べると少ないかなということですが、ただ今回17者ということで、そういう意味では回復してきているのかなということかと思えます。

中身でございますけれども、これら17者の許可申請の概要ということで、別紙1を御覧いただきたいと存じます。

1ページから5ページまでが申請者と提供サービスの概要ということで、今回17者ですのでちょっと長くなります。

まず今回の17者は、2者を除いて株式会社の形態でございます。2者は組合法人でございます。それから「資本金/出資金」という欄を御覧いただきますと、資本金は最大1億円ということで、いずれも中堅、中小企業ということになってございます。それから今現在なさっている主な事業ですけれども、貨物運送業というのが11者、警備業が5者、その他1者となっております。

貨物運送業につきましては、大手の運送会社である福山通運のグループ会社が5者、一番左に番号が振ってございますが、これが5番、12番、14番、16番、17番となっております。福山通運につきましては、全国各地の拠点を形成する子会社が十数社あるということで、これらのグループ会社について順次、信書便事業の許可を取得させ

る方針のようであり、これまでに既に取得したグループ会社が2者あります。それで、今回が5者ということで、残りについても今後許可の申請がなされるようではございますが、申請の時期につきましては未定ということでございます。

それからその他の貨物運送事業者としては、赤帽組合が2者あります。これが3ページと4ページにわたりますが、番号の10番と11番であります。赤帽は既に何度か皆様もお目に触れているところではございますが、全国の各都道府県にそれぞれ組合がある状況でして、取得済みが既に30数組合あるというところでございます。

それ以外の貨物運送業は4者ということでございます。

それから警備業ですけれども、また1ページに戻っていただきましてALSOK、総合警備保障ですけれども、ALSOKの子会社が今回4者ということで、1ページから2ページにわたって、1、2、3、4番ということです。こちらはグループ会社がやはり多数ありますが、20数社のグループ会社について許可を取得する方針と伺っておりまして、取得済みが既に10者あります。それで、今回4者ということで、残りにつきましても平成24年度の前半までには許可申請を出したいという意向を伺っております。

そのほか警備業は1者、7番で出ております。

以上ご紹介したもの以外で、13番が4ページにございますけれども、株式会社ヴィンネットワーク、こちらはリネンサプライを主たる業務としている会社でございます。

以上が主たる業務のご紹介でございます。

次に、信書便でどのようなサービスをするかということですが、「提供サービス概要」という欄を御覧いただきますと、皆さんが1号又は3号でお考えでございます。そのサービスの概要といたしましては、1号につきましては既存顧客の本社、支社間あるいは地方公共団体の本庁、支庁間の、巡回あるいは定期集配でお考えであります。それから3号につきましては、注文に応じたスポット的な扱いのものでお考えになっております。提供区域は、本社のある都県の中だけ、あるいはその周辺県まで含むというような状況になっております。

事業開始予定はほぼすべての申請者が今年4月1日までという意向となっております。

以上が申請者と提供サービスの概要のご紹介であります。

次に6ページへ移りまして、収支見積りについてご紹介していきたいと思っております。

まず6ページから9ページが収入のほうになりますけれども、1号業務につきましては水色に着色してありますけれども、巡回あるいは定期集配ということで、安定的に相当数の信書便物を扱うことを見込んでおります。

単価につきましては、契約見込額を取扱見込通数で割り算をしたものになっております。大体1通当たり数百円から1,000円を少し超える程度というケースが多いのですが、その中で今回〇〇の〇〇につきましては、定期集配で〇〇〇〇円ぐらいということでちょっと高い数字になっております。それから〇〇〇〇も〇〇〇〇円とか〇〇〇〇円ということで、これもちょっと高いことになっております。〇〇〇〇につきましては、1コース当たりの契約金額が少し高く見込めるということで高くなっております。それから〇〇〇〇につきましては、既にやっておられる貨物の運賃の標準的な

単価に準拠した形で、このような金額を設定しておられるということのようであります。

3号役務につきましては1,000円を超える額ということになっておりますので、大体2,000円から3,000円程度というような金額の単価が設定されているものが多くなっております。

今度は支出のほうですけれども、10ページになります。支出あるいは利益についてちょっとご紹介したいと思います。10ページから13ページになります。

これまでもご説明しているように、信書便事業の場合、一般的に人件費の割合が高くなって、その次にガソリン代などがかかりますので経費の割合が高い、それから自社のトラックなどを使う場合ですと、減価償却費もある程度の経費が計上されるというようなものが大体典型的かなと思われまゝ。そういう目で眺めていただいて、少し違うところをご説明してまいりたいと思います。

まず■■■■の■■■■、こちらはその他という項目で支出総額の半分弱が計上されているということですが、こちらは配達の一部を委託することを想定しておられるので、その委託費がここに計上されているということでございます。それから経費のほうもほかに比べるとちょっと高くなっていますけれども、事務所などの施設使用料が高いということで、経費項目の割合が少し高くなっているようであります。

それから■■■■の■■■■ですけれども、ここも経費が過半を占めているということですが、経費というのは取り扱い全品目の中での貨物と信書便物の見込みの割合に応じて割り振っているのですけれども、これだけ経費が高くなっていることにつきましては、会社の中で人件費と比べてそちらにウエートがかかっているということのようであります。ただ、最終的な営業利益が黒字ということなので、それ自体大きな問題ではないと考えてございます。

それから■■■■、■■■■の■■■■ですけれども、■■■■はいつもそうなのですが、■■■■実際の集配を行いますので、その他という項目が高くなっているということでございます。

それから■■■■の■■■■ですけれども、初年度につきましては、租税公課のところ■■■■%となっておりますが、初年度は■■■■しか仕事をしないということでありまして、そのため収入がほとんど見込めないことからこのようになってはいますが、次年度以降は典型的な形に戻っています。

そのほかの申請者につきましては、大体典型的な支出構成になっているかと思います。

それから14ページに移らせていただきまして、資金計画ですけれども、事業開始に要する資金については、全申請者とも全額を自己資金で調達が可能ということで、問題はないと考えております。

それから16ページから17ページで、引受け、配達の方法というところがございます。1号役務につきましては巡回先や定期集配先での引受け、3号につきましては利用者の指定場所又は申請者の営業所での引受けということが多いのですが、1つだけヴィンネットワークが先ほど申しましたように本業はリネンサプライですけれども、今回注文に応じて電報類似サービスを行いたいということで申請が上がっておりまして、そのため電話等で通信文を引き受ける形の引受け方法になっております。

以上、大分長くなりましたけれども、各者の許可申請の内容でございます。これにつ

きまして審査をしました結果、いずれも問題はないと考えてございます。

それから、次の資料20-4の約款のほうに移っていただきたいと思います。

これは信書便約款の審査でございます。約款というのは信書便サービスの提供条件でありまして、事業者がこの約款を営業所の中に掲示しているのが一般的でございます。約款の記載事項につきましては、お手元の別紙1にありますますが、ここにありましており10項目が規定されることを求めておりまして、これによりまして信書が安全、安心、確実に送達されるようにという趣旨であります。引受けの条件でありますとか、あるいは配達条件、転送や還付の条件等々につきまして記載をすることになってございます。

こちらにつきまして、各申請者の設定しようとしている約款を審査しましたところ、各申請者が提供しようとしているサービスの対応に応じて、細部に少し違いはありますけれども、別紙2のとおり、いずれも審査の基準に適合していることから、問題はないものと判断しております。

次の資料20-5でございますが、管理規程の設定の認可に関わるものでございます。

こちらは信書の秘密の保護を図るために、事業者として守るべきことを定めたものでございます。こちらにつきましては、内容としては別紙1にありますとおり、信書便管理者の選任ですとか、あるいは日常における作業方法とか事故発生時の措置、教育、研修等について規定することとされております。

こちらにつきましても、各申請者の設定しようとしている管理規程を審査しましたところ、別紙2のとおりいずれも審査基準に適合していることから、問題がないと考えてございます。

許可申請の内容の審査については以上でございます。

次に、参考という資料ですけれども、ちょっとお戻りいただければと思います。

信書便事業への参入状況という資料がございますけれども、これについて簡単にご紹介申し上げます。まず参考1ですが、今回の17者を加えますと、累計でここにありますように376者ということになります。冒頭申しましたように今年度の新規許可案件は少し少なくなっております。ただ例年何者か廃業なさる方がおられ、それもあって正味毎年大体30者程度の増となっているのですが、今年度は廃業の届出はまだ今のところありませんので、このまま行きますと、大体増加分は例年並みかと捉えております。

それからそのページの下のほうですけれども、主要業種別というところがございます。貨物運送業が一番多いわけですけれども、今年度に限りまして警備業からの参入が10者ということで、全体が30者ですので、3分の1が警備業からの参入ということでございます。

それから次のページに移りまして参考2ですけれども、これは都道府県別の参入状況になりますが、今回参入が見込まれるところを赤字で書いてあります。今回初めて岩手県でALSOK岩手の参入があるのと、それから東北地方全体で今回5者ということで、やはり少し申請を見合わせておられた方々が今回申請されているのかなと思われま。東北地方は今回5者ということで、東北管内で13者という状況になります。

資料の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言いただけれ

ばと存じます。どうぞ。はい、樋口委員。

○樋口委員 確認ですけれども、今説明された資料20-3の別紙1の[]の[]の[]の事例をちょっと見てみたいのですが、信書便営業利益が初年度は[]だという話ですね。それで、その右側の当期純利益というのは、これは[]の収入を言っているわけですか。それでよろしいのですか。それぞれみんな、この当期純利益というのは、本業の利益がこのぐらい、それとも本業とこの信書便サービスをやって計算すると、この純利益が出るということなのですか。

○井上信書便事業課長 当期純利益のところは本業に信書便事業を含めた利益です。

○樋口委員 そうしますと、株式会社と書いてあって、さも立派な名前だと思うのですが、[]円の人件費を予定して、地代家賃を入れて当初[]円の資金を持って始めますという話ですね。その扱い通数の予定を[]で見ますと、わずか[]通と。月の利用見込み数が[]件。

○井上信書便事業課長 そうですね、[]通ということで。

○樋口委員 []のサービスをやりながら、1通の単価が[]円という見方でよろしいですね。

○井上信書便事業課長 そうです。

○樋口委員 それで[]に[]件というのは、信書便物を扱うのにはあまりにも零細過ぎないかと思うのですけれども、その辺は別に考慮しなくてもよろしいわけですか。

○井上信書便事業課長 確かに、非常に規模としては小さいと思いますが、[]。[]というようなことを言われたようなのですけれども。

○樋口委員 事業拡大のために零細の企業がというのが。そうですか。そこを考えなくてよければ、それはそれで問題がないと思うのですが、いかんせんここはちょっと零細過ぎて、信書をお願いするのにあまりにも、大丈夫かなとか思うのですけれど。まあ、わかりました。

○田尻分科会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。菅委員。

○菅委員 すみません、教えてください。電報類似サービスというのが今回出てきますけれども、これというのは結構あるものですか。

○井上信書便事業課長 はい、ありますね。3号役務の中で全国的にこのサービスをしている事業者はおりますし、しかも相対的には大きな規模でなさっている事業者が多いと思います。

○菅委員 わかりました。ありがとうございます。

○田尻分科会長 ほかにいかがでございましょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にご意見がないようでございましたら、諮問第1063号から第1065号につきましては、一括しまして諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することにいたします。

以上で本日の議題は終了させていただきます。

この際、委員の先生方から何かご発言がございましたらお伺いいたしますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ、樋口委員。

○樋口委員 先ほどのボランティア貯金の続きのことで、もしできましたらと思うのですが、先ほどのラッシャヒの学校ですけれども、当時15年前ですけれども、わずか80万円あれば300人の子供の給食を賄うことができるのですが、それがないのでできません。子供にインタビューしましたら、「食事しました?」と言ったらほとんど「しました」って言うのですけれども、学校の先生に聞けば「いや、この人たちのほうです」と。家に行けば昼食がほとんどとれない。だから非常に悲惨なところで彼らは頑張っ、山形のNGOですけれども、頑張っ学校教育を多分続けられて、ここに来ていると思うのですね。

それで、できましたら、もし可能ならば、ゆうちょ銀行もこういうサービスを続けていただいて、民間銀行ですけれども、ボランティア貯金のサービスを民間でできないものかと。できたらこの名前を一般国民に知らしめて、こういうサービスをやっているの、できたら貯金の利子の1%でもというのを続けていただければと思うのですね。ぜひとも考えていただければと思うのですけれど。

○徳永貯金保険課長 ゆうちょ銀行でも、今まで民営化前にやっていた国際ボランティア貯金と類似のサービスをやっております。ただ違いますのは、貯金の利子の一部を寄附に回すというのは同じなのですが、直接NGOを公募してそこに配布をするという形ではなく、JICAにそのお金を寄附して、JICAでどういったところに寄附したり使ってもらおうかというのを判断していただいて配布を行うというような形で、ゆうちょ銀行では行っていると聞いております。ただ、最近、非常に低金利になっておりますので、利子自体が少ないから、あまり規模が大きくないと聞いております。

○樋口委員 一つ、すみませんけれど。

○田尻分科会長 はい、どうぞ。

○樋口委員 JICAとこういうNGOとの関係なのですが、JICAは安全第一なものですから、やはりきめ細かいところに入っていき切れず。ですからこういう方々の役割が非常に重要になっていまして。ちなみにバングラデシュはもう1つ、シャプラニールという団体も、かつてこの資金の視察で行ったことがあるのですが、あそこは井戸水からヒ素が出るものですから、日本から行った方々は、髪が白くなったときにはもう帰すと。だから2年ないしは1年半ぐらいで帰る人もいれば、3年までは頑張れる人がいる。現地の方々は、井戸を掘るとヒ素が出るので、雨水ないしは川の水を浴水に使ったり、飲み水に使ったりすると。それで、JICAは、これは非難するわけではないですが、安全第一ですから危ないところには絶対にやらないのですね。そこで、いや、こうですよと言って、当時現地に行ってもぶつかってしまして。JICAが入ってこないところに彼らが展開している。特に先ほどの箱物ですけれども、小学校をやっているところなどはJICAはほとんど入っていかなくて、1年か2年で終わる事業をやっている

ものですから。

ぜひともその辺、ちょっと繰り返しますが、否定するわけではないのですけれど、やはりきめ細かく援助していくことが必要だろうと思いますので、多様化される意味でも、JICAと違うところでこういう、今までボランティア貯金をやってきたわけですから、実績がありますし、活動しているところも既に情報として持っていますので、JICAと別口でやっていただければと思います。すみません。

○徳永貯金保険課長 基本的に、既にゆうちょ銀行は民営化されておりますので、直接これらの業務については、総務省の担当ということはないのですが。

少し補足させていただきますと、JICAの方々も直接事業を行っているのではなくて、JICAの中に、ゆうちょ銀行とボランティア基金を作って配分しています。

○樋口委員 知ってます。それで、その資金の配分は安全第一のほうに行くので。なかなかこの人たちは。

それで、JICAとぶつかるところには絶対やらないです。JICAがやっているところでNGOがやっている、絶対資金が回らないので、違うルートでという願いをしたいわけで。まあ、そうですね、確かに業務が違うので。わかりました。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

今日は国際ボランティア貯金で専門委員の先生方はじめ、皆さんから大変貴重なお声を聞かせていただきました。どうぞ役所のほうも、ゆうちょ銀行のほうに本日のご意見をお伝えいただければと、期待しております。

最後に事務局のほうから何かご連絡はございますか。

○日下情報流通行政局総務課課長補佐 すみません、事務局から1点お願いでございます。

先ほど国際ボランティア貯金の寄附金配分の案件についての資料をお配りしておりますが、その中で審議会終了後回収とさせていただきます資料がございます。こちらについてはこの後回収させていただきますので、お持ち帰りせずに、そのまま机に残していただくようお願いいたします。

以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれをもって終わらせていただきます。

次回の日程につきましては、改めて確定をいたしましたら事務局からご連絡を申し上げますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉 会